

I. 科目登録の要領

履修科目の登録にあたっては、『大学院履修要項』（大学院全研究科を掲載）、『法科大学院シラバス・履修の手引』と、この『登録要領』を熟読のうえ、誤りのないように手続を行ってください。

なお、本研究科内の掲示や配布書類において、「1 L」「2 L」「3 L」の表現を使用することがあります。これらは、それぞれ以下の年次を指しています。

1 L … 法学未修者第 1 年次

2 L … 法学未修者第 2 年次、法学既修者第 1 年次

3 L … 法学未修者第 3 年次、法学既修者第 2 年次以上

※進級できなかった場合は、年次は進行しません（前年度と同じ年次）。

※総合演習、エクスターインシップⅡ、海外インターンシップ以外の科目についてはすべて一般登録ですので、注意してください。

●科目登録

1. 先行登録

司法研究科では、適正な規模で授業を行うために登録者数の制限を設けています。そのため登録者数の制限を設けている選択科目については、以下の日程で「先行登録」を行い、登録希望者が定員を上回った科目・クラスについては、抽選等により登録者を決定します。修了までの履修計画をよく検討し、熟慮のうえ、登録を行ってください。「先行登録」の際には、以下のことに注意してください。

【注意事項】

- 先行登録は、以下の受付期間内に別紙「WEB 先行登録の手引き」を参照して、WEB で登録手続を行ってください（一部の登録受付は事務室窓口）。
- 春学期科目については、一度登録すると変更できませんので、登録前によく確認をしてください。
- 登録者決定に際しては、特に指定のある場合を除き、3 L の学生を優先に、3 L → 2 L → 1 L の順に抽選を行います（3 L には再修生も含みます）。
- 先行登録受付期間に止むを得ない事情により手続が出来ない場合は、事前に、司法研究科事務室に相談してください。

3 L 生対象

■総合演習科目

登録受付

~~日 時：3月20日（月）10：00～3月21日（火）17：00~~

日 時：3月27日（月）10：00～3月28日（火）17：00

登録方法：WEB（学修支援システム DUET）

~~※受付締切日時（最終）は、3月21日（火）17：00となります。~~

~~※受付締切日時（最終）は、3月28日（火）17：00となります。~~

結果発表

~~日 時：3月22日（水）10：00~~

日 時：3月29日（水）10：00

確認方法：WEB（学修支援システム DUET）

※登録希望者数が定員を超えた科目・クラスについては、抽選等により登録者を決定します。

【追加登録】

登録受付

~~日 時：3月22日（水）10：00～3月22日（水）17：00~~

~~日 時：3月29日（水）10：00～3月29日（水）17：00~~

登録方法：WEB（学修支援システム DUET）

※既に登録済の科目について、変更することはできません。

~~※受付締切日時（最終）は、3月22日（水）17：00となります。~~

~~※受付締切日時（最終）は、3月29日（水）17：00となります。~~

結果発表

~~日 時：3月23日（木）10：00～~~

~~日 時：3月30日（木）10：00～~~

確認方法：WEB（学修支援システム DUET）

全学生（新入生含む）対象

※総合演習、エクスターんシップⅡ、海外インターンシップ以外の科目についてはすべて一般登録ですので、注意してください。

■「エクスターんシップⅡ」（企業・自治体法務での研修）

登録受付 日 時：4月1日（土）10：00～4月3日（月）17：00

登録方法：Microsoft forms にて受付

※登録フォームは大学から付与されたメールアドレスに送付します。

結果発表 日 時：4月4日（火）中

確認方法：メールで通知

※登録の際に企業もしくは自治体のいずれを希望するかを伺います。

企業もしくは自治体への希望者が定員を上回り、抽選に外れた場合、希望者は「エクスターんシップⅡ②（弁護士事務所での研修）」の定員に空きがあれば登録を認めます。

■「海外インターンシップ②」

登録受付 日 時：4月1日（土）10：00～4月3日（月）17：00

登録方法：Microsoft forms にて受付

※登録フォームは大学から付与されたメールアドレスに送付します。

※登録希望者が定員を超過した場合、面接による選考を行う場合があります。詳細は、本登録要領の7ページを参照してください。

結果発表 日 時：4月4日（火）中

確認方法：メールで通知

2. 一般科目登録（先行登録を実施しなかった科目の登録）

先行登録を実施しなかった科目については、「一般科目登録」として登録を行う必要があります。

「一般科目登録」の際には、以下のことに注意してください。

【注意事項】

○一般科目登録は、以下の受付期間内に別紙「WEB一般科目登録の手引き」を参照して、WEBで登録手続を行ってください。

○演習科目、「刑事訴訟実務の基礎」、「民事訴訟実務の基礎」、「法曹倫理」については、「登録クラス指定表」で指定されたクラスを登録してください。指定外のクラスを登録した場合は登録エラーとなります。演習科目については、習熟度別クラス編成となっています。

○秋学期開講科目については、春学期登録時には、全員、**99クラス**を指定しています。秋学期開始

前の習熟度判定により登録するクラスが確定した後、秋学期開始前の登録変更期間に登録を変更してください。

○一般科目登録受付期間に止むを得ない事情により手続が出来ない場合は、事前に、司法研究科事務室に相談してください。

○登録希望者数が定員を超えた科目・クラスについては、抽選等により登録者を決定します

○「エクスターーンシップⅠ①」については、既に登録を締め切っていますので、登録の対象外となります。

登録受付　日　　時：4月5日（水）10：00～4月6日（木）17：00

登録方法：WEB（学修支援システム DUET）

※受付締切日時（最終）は、4月6日（木）17：00となります。

3. 春学期講義開始日　　**4月8日（土）**

4. 登録科目確認　　**4月12日（水）9：30～**

「先行登録」及び「一般科目登録」で登録した内容を確認するための「登録科目確認表」を上記期間以降にWEB（学修支援システム DUET）で必ず出力し、自分の登録内容をよく確認してください。

●登録修正

登録エラーの修正のみが可能です。登録変更はできません。なお、秋学期開講科目（必修科目は除く）については、秋学期の講義開始前（9月下旬、詳細は後日掲示）に登録変更をすることができます。

1. 登録修正受付

4月12日（水）～14日（金）

登録科目確認表を確認し、登録エラーがある場合は各自で責任を持って修正してください。

上記期間中の9：00～17：00の時間帯に、司法研究科事務室の窓口にて受け付けます。

※万一、登録エラーを修正せずに放置しておいた場合は、エラーに関する科目を強制的に削除しますので、必ず修正してください。

2. 履修科目確認

4月19日（水）～

上記期間以降、「学修支援システム DUET」にて登録科目一覧（ホーム>履修手続>登録科目一覧>）を確認すること。

※教室や主担当者などの情報は、登録科目一覧にある時間割表を選択し、各科目名の下にある[詳細]を押下すると表示されます。

印刷するかスクリーンショットをとって、保存しておくこと。

●履修中止

科目登録を行い、授業開始後1か月程度受講した結果、望ましい評価が得られないと判断したものについては、必修科目を除き、履修の中止を認めます。**春学期科目を履修中止した場合は、履修中止をした単位分を、学期の登録制限の範囲内に限り、秋学期開講前の登録変更期間中に追加登録することができます。**

履修中止受付（春学期科目）

5月15日（月）・16日（火）

※履修中止は、WEB（学修支援システム DUET）で行います（詳細は後日掲示）。

※秋学期科目の履修中止受付については、10月に行います。

※集中講義科目の履修中止については、受講開始後4回程度授業が終了する時期に受付を行います。詳細は、その都度掲示により案内します。

II. 科目登録時の注意事項

1. 一般的な注意事項

- ・春学期登録時には秋学期開講の科目も登録するようにしてください。秋学期開講科目については、秋学期開始前でも登録の追加ができますが、春学期登録時点で定員を満たしている科目は、秋学期の登録変更期間に追加募集されない場合があります。
- ・同一授業時間に重複して複数の科目を登録することはできません（隔週で授業を行う「憲法演習Ⅱ」と「憲法総合演習Ⅰ」、学期の前半後半で授業を行う「行政法演習Ⅱ」と「行政法総合演習Ⅰ」、「商法演習Ⅱ」と「商法総合演習」は登録可）。
- ・すでに合格した科目（履修済科目）については、複数回の履修を認められている科目を除いて、違うクラスや担当者であっても、次年度以降に再度登録することはできません。ただし、進級判定の結果、無効となった科目については、再度登録することができます。
※「応用ゼミ」、「外国法特別セミナー」は、違うクラス（授業内容が別）であれば、再度登録することができます。
- ※「海外インターンシップ」は、異なる法域における研修の場合は、2回まで登録履修できます。
- ・クラスが複数開講されている科目については、複数クラスの履修が認められている科目を除いて、いずれか1クラスしか登録できません。
※「応用ゼミ」、「外国法特別セミナー」は、複数クラスを登録することができます。ただし、次年度以降に同一クラス（授業内容が同じ）を登録することはできません。
- ※エクステーンシップは「エクステーンシップⅠ①クラス」と「エクステーンシップⅡ」であれば、複数クラスを登録することができます。
- ・『大学院履修要項』の授業科目の一覧表に記された配当年次より低い年次の学生は、その科目を登録することはできません。
- ・年次ごとに登録できる上限の単位数が決まっています。詳細は、『大学院履修要項』を参照してください。
- ・科目の中には「履修条件」が設定されている科目があります。詳細については、『大学院履修要項』を参照して登録を行ってください。
※「知的財産法Ⅳ」は「知的財産法Ⅲ」を履修済み、またはセットで登録する科目ですので、注意してください。
※春学期終了時点で、履修条件を満たしていない秋学期登録科目は削除してもらうことになりますので注意してください。（例：春学期終了時点で「労働法Ⅰ」が「F」評価だった場合、秋学期に「労働法Ⅱ」を登録・履修することはできません）。
- ・クラスが指定されている科目については、指定クラス以外のクラスの登録は原則として認めません。最終年次までに必要な選択科目が履修できるよう履修計画を立て、登録してください。
万一、入学時から計画的に登録したにも関わらず、前年度から時間割変更等があったため指定されたクラスを登録すると時間割が重複し、修了までに希望する選択科目が登録履修できなくなる等やむを得ない事情がある場合には、所定用紙（司法研究科事務室にあります）に記入の上、4月3日（月）11:30までに司法研究科事務室に申し出てください。
- ・『大学院履修要項』に司法研究科の修了要件、修了に必要な単位（最少）数等を記載しています。熟読して、登録の間違いにより必要な単位を満たさず修了できないというようなことがないよう注意してください。

2. 集中講義について

- ・授業日程が重複している集中講義については、いずれか1科目のみ登録できます。
- ・「外国法実地研修（外国法実地研修B）」「外国法特別セミナー」「エクステーンシップⅠ②」「エクス

「ターンシップⅡ」については、授業日程の関係により、9月修了予定者はこの科目を履修することはできません。また、この科目の成績は、「同志社大学大学院司法研究科奨学金（給付制）」の秋学期補充採用があった場合、その判定対象には含まれません。また、これらの科目については、新型コロナウイルス感染症の状況により不開講となる可能性があります。その場合、登録していた科目分の単位数を秋学期に登録することを認めます。

- ・「アジア法Ⅱ」「海外インターンシップ」については、授業日程の関係により、3月修了予定者はこの科目を履修することはできません。また、この科目の成績は、「日本学生支援機構大学院第一種奨学金の返還免除」申請を行った場合、その判定対象には含まれません。

3. 入学初年度のみ履修可能な科目について

以下の科目については、入学初年度のみ履修が可能です。

ただし、入学初年度に履修し、不合格（「F」）だった場合についてのみ、翌年度に履修することが可能です。その場合は、WEBでの登録はできませんので、3月22日（水）17：00までに司法研究科事務室の窓口にて申し出てください。

＜対象科目＞

- ・A群1類 法学基礎講義
- ・B群1類 法情報調査・文書作成入門

4. 実地研修をともなう科目の登録取消、履修中止および成績評価について

対象科目：海外インターンシップ、外国法実地研修（外国法実地研修B）、エクスターんシップⅠ・Ⅱ

- ・上記科目を登録し、実地研修に先立つガイダンス、事前指導等を受けた後、その科目について望ましい評価を得られないと判断した場合は、実地研修開始の前日までに司法研究科事務室に届け出た場合に限り、履修中止を認めます。ただし、実地研修に参加しなかったことにより生ずるキャンセル料等の費用は、学生本人の負担とします。また、実地研修に参加しない者は、大学からの参加費の補助を受けられません。
- ・実地研修開始後に実地研修を中止した場合は、「F（不合格）」の成績評価となります。
- ・「海外インターンシップ」「エクスターんシップⅠ・Ⅱ」については、登録後、研修の受け入れ先を見つけることができなかった場合は、学生本人の申告と科目担当教員の同意にもとづき科目登録を取り消すことができます。

5. 2023年度生法学一般既修者（D方式入学者）が履修する必要のあるA群基礎科目について

2023年度生法学一般既修者（D方式入学者）は、入学試験時の受験型によって、履修が必要なA群必修科目（必修科目）が異なります。入学試験の受験型と履修が必要なA群基礎科目（必修科目）との対応関係は以下のとおりです。ただし、履修者免除試験の成績により履修を免除された科目については履修不要です。

| 入学試験の受験型 | 履修が必要なA群基礎科目（必修科目） |
|------------|-----------------------|
| 行政法・商法受験型 | 民事訴訟法講義、刑事訴訟法講義 |
| 民訴法・刑訴法受験型 | 行政法講義（総論）、商法講義Ⅰ、商法講義Ⅱ |

6. 入試成績により履修を免除されなかったA群基礎科目がある場合（2023年度生のみ対象）

2023年度生法学一般既修者（D方式入学）で、入学試験において基準点に満たなかったことにより、入学時に履修が免除されなかったA群基礎科目（必修科目）がある場合、必ず第1年次に登録履修してください。第1年次に限って、当該科目的単位分について（4単位が上限）、36単位を超えて登録することができます。

この場合、DUETでの一般科目登録の際に「登録単位数オーバー」のエラーが表示されますが、修正は不要です。そのまま登録を行ってください。

入学試験における法律科目試験の成績により、履修を免除されないA群基礎科目（必修科目）の対応関係は下表のとおりです。

| 法律科目試験 | 履修を免除されないA群基礎科目（必修科目） |
|--------|-----------------------|
| 行政法 | 行政法講義（総論） |
| 商法 | 商法講義Ⅰ、商法講義Ⅱ |
| 刑事訴訟法 | 刑事訴訟法講義 |
| 民事訴訟法 | 民事訴訟法講義 |

7. 法学未修者2年次生で再履修が必要なA群基礎科目がある場合

法学未修者1年次から2年次に進級した者で、再履修が必要なA群基礎科目（必修科目）がある場合は、当該科目的単位を上限として、36単位を超えて登録することができます。

この場合、DUETでの一般科目登録の際に「登録単位数オーバー」のエラーが表示されますが、修正は不要です。そのまま登録を行ってください。

III. 司法研究科以外の科目的登録履修について

1. 本学他研究科設置科目的登録履修について

司法研究科の学生は、学修上必要と判断される場合は、司法研究科の科目履修に支障をきたさない範囲で他研究科科目を登録・履修することができます。他研究科科目的登録履修を希望する場合は、教務主任の履修相談を受けてください。教務主任が事情を聞いたうえで適当と判断した場合は、年間8単位（登録する学期は問いません）を限度として登録を認めます。

修了に必要な単位に算入することはできませんが、『大学院履修要項』に規定されている登録制限単位として算入されます。また、GPAの対象外です。

登録手順

- ①登録希望者は、「他研究科科目等登録願」（司法研究科事務室にあります）に科目名、科目コード、担当者、単位数、設置研究科、履修を希望する理由等を記入してください。
- ②教務主任の履修指導（面談）を受け、科目ごとに許可を受けてください。
- ③教務主任の許可印の押された「他研究科科目等登録願」を4月3日（月）までに司法研究科事務室へ提出してください。

※学部科目的履修は、原則として認められません。

ただし、特段の事情があるときは、教務主任が事情を聞いた上で必要かつ適当と判断した場合に限り、学部科目的登録履修を認めることができます。修了に必要な単位には算入されません。登録制限単位数への算入、GPAの対象、登録手順等については、すべて上記の他研究科科目的登録・履修に準じます。なお、学部科目的登録は、他研究科科目と合わせて年間8単位（登録する学期は問いません）を限度として認めます。

2. 京都大学法科大学院単位互換について

別紙「京都大学単位互換科目登録要領」を参照。

3. 慶應義塾大学法科大学院単位互換について

「慶應義塾大学大学院法務研究科と同志社大学大学院司法研究科の間における連携に関する協定書」にもとづき、慶應義塾大学法科大学院単位互換履修生として、慶應義塾大学の大学院の科目を登録・履修することができます。年間6単位（登録する学期は問いません）を限度として登録を認めます。

この制度によって単位を修得した場合、本研究科の課程修了の以下の所定単位として認定します。

全ての科目において司法研究科生に対する講義形態はオンラインです（慶應側では、対面とオンラインのハイブリッド授業を行うことになります）。パソコンは受講生が各自で用意する必要がありますが、受講の場所は、自宅を含めて各自で決めることができます。寒梅館教室での受講を希望される場合には、本学の休日を除き、教室を用意しますので、司法研究科事務室に申し出ください。

シラバス（集中講義の日程含む）、学年暦、各講時の時刻は司法研究科HPの在学生ページ、その他履修案内等は慶應義塾大学大学院法学研究科のHP（<https://www.ls.keio.ac.jp/>）を参照してください。授業内容・登録に関する質問は、司法研究科事務室に申し出ください。

提出書類 科目登録表（司法研究科事務室で配付）

登録受付日時 3月22日（水）10：00～3月23日（木）17：00まで

提出先 司法研究科事務室

2023年度提供科目

（春学期）

- International Arbitration Practice in Northeast Asia 集中講義 【F群2類】2単位
- テーマ研究（組織内オンブズマンの理論と実践）木6（本学の5, 6講時と時間が重複するため、同時履修不可）【E群2類】1単位

（秋学期）

- SIAC and Institutional Arbitration I 集中講義 【F群2類】1単位
- SIAC and Institutional Arbitration II 集中講義 【F群2類】2単位
- テーマ演習（法律英語入門）木6（本学の5, 6講時と時間が重複するため、同時履修不可）【F群2類】2単位

※SIAC and Institutional Arbitration IIはSIAC and Institutional Arbitration Iの内容を含むため、重複して履修することはできません。

※履修中止制度はありません。ただし、登録した場合であっても春学期は4月19日（水）、秋学期は10月9日（月）まで司法研究科事務室にて登録削除を受付ます。

※シラバスに記載の成績評価は慶應の学生を対象とするものであり、本研究科の学生の成績評価は、履修の手引きに記載のとおり、合否で評価されます。

3. 関西四大学大学院単位互換について

司法研究科の学生は、学修上必要と判断される場合は、司法研究科の科目履修に支障をきたさない範囲で「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」（『大学院履修要項』参照）にもとづき、関西四大学単位互換履修生として、関西大学、関西学院大学、立命館大学の大学院の科目を登録・履修することができます。教務主任が事情を聞いたうえで適当と判断した場合は、年間2単位（登録する学期は問いません）を限度として登録を認めます。

この制度によって単位を修得した場合、法科大学院学則にもとづき、本研究科の課程修了の所定単位として認定することができます。履修希望科目が本研究科の課程修了の所定単位として認定できるか否

かは、4月中旬までに教授会において決定し、通知します。

なお、単位互換科目も『大学院履修要項』に規定されている登録制限単位として算入されます。GPAには算入されません。

登録希望者は、教務主任の履修相談を受けたのち、以下の期日までに申請してください。各大学大学院の履修要項、講義概要、時間割等は司法研究科事務室で閲覧できます。登録できるのは、本研究科カリキュラムにおいてD群、E群、F群、G群に相当する内容の科目のみです。

出願書類 関西四大学単位互換履修生願書（司法研究科事務室で配付）
顔写真2枚（3cm×2.4cm、1枚は願書に貼付）
締切日 4月3日（月）11時30分まで
提出先 司法研究科事務室

IV. その他

1. 海外インターンシップの登録者選考について

「海外インターンシップ」の登録希望者数が定員を超過した場合、以下の内容で選考が行われる場合があります。「海外インターンシップ」を先行登録する場合は、注意してください。

1. 入学試験出願時に提出された「語学能力・資格を証明する試験の成績証明書・合格証明書等」を参考にして選考を行います。
2. 1の書類を入学試験出願時に提出していない場合は、以下の日時に行う面接をもって選考の材料とします。

※面接を行う場合は、面接当日に登録希望者全員の携帯電話に連絡を行います。また携帯電話の番号を事務室に伝えている方向けに、掲示でも周知を行います。面接の情報を当日中に確実に取得できる状態にしておいてください。

※1の書類を提出している場合でも面接を受けることは可能です。面接を希望する場合は、当日の14時までに司法研究科事務室まで申し出てください。

面接日時：4月4日（火）13：00～15：00

実施方法：対面

2. エクスターントリップ実習料の納入について

「エクスターントリップI②」を登録し、各弁護士会所属の弁護士事務所で研修を受ける場合は、実習料が必要です。「エクスターントリップI②」登録者（全員）は以下の要領で実習料を納入してください。期日までに実習料を納入しない場合は、科目登録を取り消します。

※なお、「エクスターントリップII」（企業法務・自治体法務）の実習料は、無料です。

エクスターントリップI②実習料（学生負担分）：30,000円

納入期間：4月7日（金）～13日（木）※土日祝を除く

9：00～11：30 12：30～17：00【時間厳守】

納入方法：寒梅館2階の証明書発行機で実習料を納入し、司法研究科事務室に提出してください。

※大学に来ることが難しい場合は、司法研究科事務室に申し出てください。

3. 入学前の既修単位の認定について

本研究科入学前に大学院において履修した授業科目について、修得した単位（科目等履修生として修得

した単位を含む。) を、教授会が教育上有益と認めるときは、本研究科において修得したものとして認定をします。希望者は、4月2日(日) 11:30までに所定の手続を行ってください。

なお、上記期日以降は一切受け付けませんので、希望者は、もれなく手続をしてください。